

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。



※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

24時間365日受付*1

☎ 0120-708-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用いただけます。)

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。)

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート 自動セット



介護・法律・税務に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

受付時間:
いずれも土日
祝日、年末
年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
・法律相談 : 9:00~17:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

☎ 0120-285-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用いただけます。)

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

介護関連サービス

・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)
・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

生活支援サービス

・法律・税務相談*1
・社会保険に関する相談*2
・暮らしの情報提供

ご注意ください (各サービス共通)

・保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

必ずお読みください

2017年6月

2016年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

傷害保険等 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
弊社では、2016年10月1日以降始期契約より、傷害保険等について、以下のとおり商品を改定いたします。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

1 商品改定の概要

傷害保険*1、賠償責任保険*2について、普通保険約款の変更、新商品への移行、商品名称の変更を実施いたします。
本改定に伴い、傷害保険*1で賠償・財産・費用に関する特約をセットされているご契約、賠償責任保険*2については、保険料が変更となる場合があります。新商品への移行後の保険料等につきましては、募集パンフレット等および加入依頼書等をご確認ください。

*1 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険、子ども総合保険を対象とします。
*2 個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険を対象とします。

2 主な改定点

(1) 改定対象の商品と新商品名称

改定対象商品は下表のとおりです。新商品へ移行する商品については、商品名称を以下のとおり変更します。

現在の商品名称	新商品の商品名称	商品分類
傷害保険基本4種目(普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険)、フルガード保険	総合生活保険(傷害補償)	①
子ども総合保険	総合生活保険(子ども総合補償)	②
個人賠償責任保険 ゴルファー保険 ハンター保険	総合生活保険(個人賠償責任補償) 個人賠 総合生活保険(ゴルファー補償) ゴルファー 総合生活保険(ハンター補償)	③

(2) 新たな補償・サービスのご提供

改定項目	概要
メディカルアシストのサービス対象の拡大	すべての商品について、メディカルアシストのサービス対象とします(子ども総合保険の医療費用補償特約がセットされた契約については、従来よりサービスの対象となっております。)
個人賠償責任補償特約のサービス・保険金額の拡大	国内の損害賠償事故について、示談交渉サービスを提供*1し、保険金額について、3億円、5億円でのお引受けを可能とします。*2 *1 借家人賠償責任補償特約・受託品賠償責任補償特約については、示談交渉は東京海上日動では行いません。 *2 ハンター保険については、5億円のみのお引受けとなります。

(3)その他の改定内容

○印のある商品について、下記のとおり改定を実施いたします。

商品分類			改定項目	概要
①	②	③		
○	○	○ (除く個人賠)	後遺障害保険金の支払限度額の改定	後遺障害保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度としておりましたが、1回の事故ごとに保険金額を限度にお支払いします。
○	○	○ (除く個人賠)	みなし通院「ギブス等」の定義の明確化	実際に通院していない場合であっても、ギブス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いを約款上定めている商品について、「ギブス等」の定義の明確化を行い、保険金のお支払い対象外となる固定具(サポーター、テーピング等)を明記します。
○	○	○ (個人賠のみ)	家族型補償における保険の対象となる方の範囲の拡大	家族型補償の対象となる「同居の親族」「別居の未婚の子」について、保険の対象となる方ご本人または配偶者と「生計を共にする」ことを条件としていましたが、この条件を不要とします。また、従来は保険の対象となる方ご本人の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)のみが保険の対象となる方の範囲に含まれていましたが、配偶者の親族まで範囲を拡大します。
○			家族型補償における本人失効の取扱いの改定	家族型補償の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合は、ご本人部分を失効とする取扱いとします。
○	○	○ (ゴルフのみ)	傷害補償の取扱いの一本化	傷害補償の約款構成の一本化に伴い、従来、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・子ども総合保険・ゴルフ保険で異なっていた保険金種類の組合せパターンを統一します。
○	○	○ (除く個人賠)	死亡・後遺障害保険金額の設定単位の変更	従来、1,000円単位としていた死亡・後遺障害保険金額の設定単位を10,000円単位に変更します。
○	○	○	賠償責任に関する補償における保険の対象となる方の範囲の改定	個人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約等において、賠償事故を起こした保険の対象となる方が責任無能力者等の場合に、その方の親権者や監督義務者を保険の対象となる方に追加します。 なお、借家人賠償責任補償特約については、従来、ご本人と借入戸室の賃借名義人が異なる場合にその賃借名義人を保険の対象に含んでいましたが、これを対象外とします。
○	○	○ (個人賠のみ)	職務遂行免責の緩和	個人賠償責任補償特約において、従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故については補償の対象とします(ゴルフ保険では従来より補償の対象となっております。)
○		○ (個人賠のみ)	日本国外の損害賠償責任事故の対象化	従来は賠償責任担保特約では対象外であった、日本国外の損害賠償責任事故についても補償の対象とします(フルガード保険、子ども総合保険、ゴルフ保険では従来より補償の対象となっております。)
○	○		個人賠償責任に関する補償の拡大	従来は賠償責任補償では対象外であった、ゴルフカート搭乗中の事故についても補償の対象とします(フルガード保険、個人賠償責任保険、ゴルフ保険では従来より補償の対象となっております。)
○			借家人賠償責任の保険金のお支払いの対象となる事故の拡大	従来は保険金のお支払い対象とならなかった、給排水設備の漏水や盗難等をお支払いの対象とします(子ども総合保険では従来より補償の対象となっております。)
○			借家人賠償責任における修理費用の取扱い	従来はフルガード保険の借家人賠償責任担保条項と修理費用担保特約を統合します。これに伴い、従来修理費用担保特約で設定していた免責金額(自己負担額:3,000円)を廃止します。
○	○		受託品賠償責任に関する免責規定の改定	受託品賠償責任補償特約における、受託品の置き忘れまたは紛失に起因する損害を、免責とする取扱いに変更します。
○	○ *1	○ *2 (除く個人賠)	携行品・住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)の変更	携行品や住宅内生活用動産の免責金額(自己負担額)を3,000円から5,000円に変更します。 *1 従来は子ども総合保険の生活用動産担保特約では、免責金額(自己負担額)が「盗難危険:3万円、火災・落雷、破裂または爆発:0円、左記以外:1万円」でしたが、一律「5,000円」へ変更します。 *2 携行品に「ゴルフ用品補償特約」、「猟具補償特約」をセットした場合においては、0円の設定を可能とします。
○	○		「住宅」の定義の変更	「住宅」の定義を変更し、住宅には敷地を含まないこととします。これにより、住宅内生活用動産で対象であった敷地部分が補償の対象外となり、携行品の補償の対象となります。
○			失火見舞費用保険金の改定	住宅内生活用動産の失火見舞費用保険金の支払額を、被災世帯×20万円から被災世帯×50万円(保険金額の20%が限度)に改定します。

商品分類			改定項目	概要
①	②	③		
○	○	○	賠償・財産・費用に関する特約の保険金額の設定パターンの変更	設定できる保険金額のパターンを変更します。

(4)個人賠償責任保険・ゴルフ保険・ハンター保険(商品分類③)固有の改定内容

改定項目	概要
【共通】 団体割引・損害率による割増引規定の一本化	普通傷害等の保険商品と同様の団体割引テーブルに変更するとともに、すべての商品を合わせた被保険者数*1を基に、団体割引を適用します。これにより、団体割引率が変動する場合があります。また、被保険者数が1,000名以上のご契約について、総合生活保険への移行2年目より、損害率による割増引の適用対象となります。 ※他の傷害保険を併売している場合、移行初年度の団体割引・損害率による割増引の取扱いが異なります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。 *1同じ方が複数の補償に加入している場合であっても1名と数えます。以下同様とします。
【ゴルフ保険・ハンター保険】 傷害補償基本特約のセット必須化	新商品移行に伴い、傷害補償基本特約を必ずセットいただく必要があります。
【ゴルフ保険・ハンター保険】 保険料の端数処理単位の改定	保険料の単位を10円単位に統一します(従来、1円単位としていたため、保険料が変更となる場合があります。)
【ゴルフ保険のみ】 補償内容の改定	ゴルフ保険には手術補償がありませんでしたが、手術保険金をお支払いの対象とします。
【ハンター保険のみ】 通院保険金支払限度日数の改定	ハンター保険では通院保険金の支払限度日数が180日でしたが、90日になります。

3 商品・サービスの廃止

下記の商品・サービスを廃止させていただきますので、ご了承の程、宜しくお申し上げます。

改定項目	概要														
一部の特約の販売中止	商品・特約ラインナップの見直しの観点から、以下の特約について、販売を停止いたします。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>販売中止する主な特約</th> <th>対象商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①特別危険担保特約(特別危険な場合の料率)*1</td> <td>普通傷害保険</td> </tr> <tr> <td>②特別危険担保特約(運動危険)*1</td> <td>普通傷害保険、フルガード保険、子ども総合保険</td> </tr> <tr> <td>③事業主費用担保特約</td> <td>普通傷害保険、交通事故傷害保険</td> </tr> <tr> <td>④特別危険担保特約(医療費用担保特約用)(運動危険)*1</td> <td>子ども総合保険</td> </tr> <tr> <td>⑤通院保険金対象期間延長特約(1,000日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥日本国内のみ担保特約(賠償責任担保条項用)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 ①、②、④の販売中止に伴い、以下の場合に被った傷害等は補償の対象外となります。 ・山岳登山、スカイダイビング、職務以外での航空機操縦等の危険な運動を行っている間 ・オートバイ競争選手・自動車競争選手等の危険度の高い職業に従事している間や、自動車等による競技・競争などを行っている間</p>	販売中止する主な特約	対象商品	①特別危険担保特約(特別危険な場合の料率)*1	普通傷害保険	②特別危険担保特約(運動危険)*1	普通傷害保険、フルガード保険、子ども総合保険	③事業主費用担保特約	普通傷害保険、交通事故傷害保険	④特別危険担保特約(医療費用担保特約用)(運動危険)*1	子ども総合保険	⑤通院保険金対象期間延長特約(1,000日)		⑥日本国内のみ担保特約(賠償責任担保条項用)	
販売中止する主な特約	対象商品														
①特別危険担保特約(特別危険な場合の料率)*1	普通傷害保険														
②特別危険担保特約(運動危険)*1	普通傷害保険、フルガード保険、子ども総合保険														
③事業主費用担保特約	普通傷害保険、交通事故傷害保険														
④特別危険担保特約(医療費用担保特約用)(運動危険)*1	子ども総合保険														
⑤通院保険金対象期間延長特約(1,000日)															
⑥日本国内のみ担保特約(賠償責任担保条項用)															
事故防止アシストのサービス廃止	従来、子ども総合保険をご加入の方に事故防止アシストのサービスを提供しておりましたが、廃止します。														

このご案内は、2016年10月1日始期以降の傷害保険等の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。